記入注意

一般事項

(1) この調査は，我が国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものです。

(2) 調査期間が年間となっている事項については，昭和48年1月1日から12月31日までの事実について記入して下さい。しかし，毎月の帳簿締切日（例えば12月25日）がきまっている事業所では，昭和48年12月の帳簿締切日からさかのぼって1年間の事実について記入してもさしつかえありません。

(3) 調査票には，青か黒インキで楷書ではっきり記入して下さい。カーボンペーパー，タイプライターによって記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は，1，2，3のような算用数字で記入して下さい。

(5) 記入すべき金額，数量のない項目は，その合計欄に必ず0を記入して下さい。

(6) 調査票欄に書きつくせないときは，補助紙を用いて下さい。この際，調査票には，「以下別紙」と記入するとともに補助紙には，必ず事業所名を記入して下さい。ただし，補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは，補助紙でなく，調査票上の計欄に記入して下さい。

個別事項

1 事業所の名称　2 本社又は本店の名称

商号その他営業上用いている正式の名称を記入して下さい。定まった名称のない場合は，事業主の氏名を記入して下さい。

3 経営組織

組合とは，法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは個人に含めて下さい。

6 従業者数

(1) 常用労働者とは次のうちいずれかの労働者をいいます。

(イ) 期間をきめず，又は1ヵ月を超える期間をきめて雇われている者。

(ロ) 日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち，11月，12月にそれぞれ18日以上雇われた者。

(ハ) 重役，理事などの役員のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(ニ) 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち，常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

なお，常用労働者については「生産労働者」と「管理，事務，技術労働者」に区別して記入して下さい。

(2) 生産労働者とは生産物の生産される現場（補助部門を含む。）において，生産業務，その記録業務，これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に従事しない職長，組長などの監督的労働者は除かれます。

(3) 管理，事務，技術労働者とは，管理，経理，営業，人事，福利，厚生，研究などの部門に働く労働者（単純作業に従事する者を含む。）をいい，常時業務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理，事務，技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。

(4) 個人事業主及び家族従業者には，実務にたずさわっていない者と事業主の家族で，手伝いをする程度のものは含めないで下さい。

7 常用労働者毎月末現在数の合計

この項は，1月から12月までの毎月末の現在数を合計したもので，「6従業者数の生産労働者と管理，事務，技術労働者」の計には一致しません。

8 現金給与総額

(1) 所得税，保険料，組合費などを差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入して下さい。

(2) 常用労働者に対する基本給，諸手当には，労働契約，団体協約，あるいは給与規則などによって，あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。例えば，基本給のほか，家族手当，超過勤務手当，通勤手当，休業手当などを含み，昭和48年1年間に実際に支払われた金額と同期間に支払うべきものとして確定された金額を記入して下さい。

(3) 特別に支払われた給与とは，一時的理由により，特別に支払われた結婚手当，期末賞与などをいい，昭和48年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

(4) その他の給与とは，常用労働者に含まれない臨時又は日雇の労働者に対する現金給与，常用労働者に対する前掲以外の現金給与をいい，昭和48年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。

9 原材料，燃料，電力の使用額及び委託生産費

(1) 原材料を使用して中間製品を作り，この中間製品を，さらに製造，加工のために使用した場合には，はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め，あとの中間製品の使用額に含めないで下さい。

(2) 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたもの及び農業，林業，水産業，鉱業などの第一次産業活動によって自家取得したものの使用額も見積り市価によって記入して下さい。

(3) 原材料使用額には，燃料以外のすべての製造，加工用の原材料（購入した水を含む。）を含めて下さい。「工場維持用の材料，消耗品」には，工場建物，設備，機械などの小修理に用いた材料と耐用年数1年未満の工具，器具，備品と機械油その他作業用と事務用の消耗品などが含まれます。建物の新築，増築と機械設備の新設，拡張などのために使用された原材料のうち固定資産勘定に計上すべきものは含めないで下さい。

(4) 燃料として使用されるものでも，原材料として使用された場合は，燃料使用額に含めないで，原材料使用額に含めて下さい。例えば，コークス製造用の石炭，ゴム溶剤に用いられた石油などは原材料使用額に含めて下さい。

(5) 同じ企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭，石油などは，昭和48年1年間に製造品出荷額のもっとも多かった事業所でまとめて燃料使用額に含めて下さい。

(6) 電力使用額には，従量制の購入電力と定額制の購入電力をあわせて使用した場合には，金額欄に両者に対する料金の合計金額を記入して下さい。同じ企業の2以上の工場に送電している自家発電所が他に余剰電力を販売した場合は，この販売電力は昭和48年1年間に製造品出荷額のもっとも多い事業所において，「13イ品目別製造品出荷額」に記入して下さい。

(7) 委託生産費には，原材料を支給しないで他に製造を依頼した注文製造品の代金を含めないで下さい。

11 製造品，原材料，燃料の在庫額及び半製品，仕掛品の価額

(1) 下請賃加工のために他から支給された原材料及び下請賃加工した製造品の在庫は含めないで下さい。

(2) 金額は，帳簿価額によって記入して下さい。それが難しいときは，それぞれ年初，年末の見積り市価によって下さい。

(3) 製造品の年末在庫額は，「13ロ品目別製造品在庫額計」に一致していなければなりません。

12 有形固定資産

(1) 金額は，帳簿価額によって記入して下さい。それが難しいときは，見積り価額（取得額の場合は購入価額でもよい。）によって下さい。

(2) 年初現在高

減価償却を直接法によって行なっている場合は，その資産の年初の帳簿価額を記入し減価償却を間接法によって行なっている場合は，その資産の取得額から昭和47年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(3) 取得額

(イ) 購入した場合，同じ企業に属する他の事業所から受け入れた場合，又は建設仮勘定からの振替えは，その資産の取得の際の帳簿価額又は振替えの際の評価額を記入して下さい。この事業所が使用するために，外国から直接に輸入したもの（貿易業者などを通じて輸入したものを含む。）は中古のものでも新規のものとみなします。

(ロ) 建設又は自家製作は，その資産の取得の際の評価額によって記入して下さい。

(ハ) 増改築，改造，増設などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は，その増加額を記入して下さい。

(ニ) 資産再評価による固定資産の増加は記入しないで下さい。

(4) 除却額

(イ) 売却，撤去，同じ企業に属する他の事業所への引き渡し，又は滅失によって，その資産が，帳簿から除却された場合，減価償却を直接法によって行なっている場合は，除却の際の帳簿価額を，減価償却を間接法によって行なっている場合は，取得額から除却のときまでの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入して下さい。

(ロ) 災害などにより部分的損失が生じその資産の帳簿価額が減少した場合は，その減少額を記入して下さい。

(5) 減価償却額

減価償却を直接法によって行なっている場合は，有形固定資産勘定から控除した金額を記入し，間接法によって行なっている場合は，減価償却引当金に加えられた金額を記入して下さい。

(6) 建物，構築物

(イ) 建物には，工場，事務所のほか，社宅，その他福利施設など（構外のものを含む。）並びにエレベーター，暖房，照明，通風などの付属設備を含めて下さい。

(ロ) 構築物には，ドック，橋，岸壁，さん橋，軌道，貯水池，坑道，煙突，その他土地に定着する土木設備，工作物，舗道，駐車場など（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。

(7) 機械，装置

(イ) 原動機類，製造加工用の機械，装置，コンベヤー，ホイスト，起重機（建物に付属するものを除く。）などの運搬設備，その他の付属設備も含めて下さい。

(ロ) 溶鉱炉，れんが窯，分溜塔など，物に物理的又は化学的変化を加える固定設備も含めて下さい。

(8) 船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等

(イ) 船舶には，船舶及び水上運搬具，車両運搬具には，鉄道車両，自動車，その他陸上運搬具（けん引用馬及び牛を含む。）を記入して下さい。

(ロ) 工具，器具，備品などには，容器を含み，耐用年数1年以上で5万円以上のものを記入して下さい。

(9) 土地

土地には，工場と事務所の敷地のほか，社宅敷地，運動場，農園などの厚生付属用の土地（構外のものを含む。）を含めて下さい。

(10) 建設仮勘定

建設仮勘定は，建設過程にある有形固定資産，例えば，建物が完成して，固定資産勘定に組み替えられるまでの途中に種々の出費があった場合，これらを整理するための会計処理上の方法として設けられるものです。この勘定を設定している事業所については，昭和48年1年間にこの勘定の借方に加えられた金額を増に，同期間内にこの勘定から他の勘定に振り替えられた金額（貸方に記入された金額）を減に記入して下さい。

なお，小規模企業の場合には，建設仮勘定の記入の必要はほとんどないと思われます。

13イ 品目別製造品出荷額

(1) 昭和48年1年間に，この事業所から出荷された製造品の全部を本票と一緒に配布された商品分類表で品目別に記入して下さい。

(2) 委託販売に出したものは，12月31日までに販売ずみとなっていないものも含めて下さい。ただし，昭和47年内に出荷したもので昭和48年に入って返品となったものは差し引いて下さい。

(3) 金額は，内国消費税を課せられたものは，その税額を含めた工場出荷価額とし，また，割引き，値引きされたものは，その分を差し引いた販売実価によって下さい。出荷ずみでも，販売実価の未定のものと同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものについては，見積り市価によって下さい。

13ロ 品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有する製造品の昭和48年末現在の在庫額を品目別に記入して下さい。

(2) 半製品及び仕掛品の各勘定に属するものは含めないで下さい。

13ハ 加工賃収入額

この調査において，賃加工というのは，他から支給された主要原材料によって製造し，あるいは，他の所有する製品，半製品に賃加工，処理を加え，これによって加工賃を受け取る場合に限ります。したがって，普通に加工業と呼ばれる業種に属する事業所でも，自己の所有する原材料や製品に加工する場合は，この事業所の製造品となりますから，これらは，「13イ品目別製造品出荷額」に記入して下さい。

13ニ 修理料収入額

(1) 修理料収入額には，他人のものを修理して受け取った修理料と受け取るべき修理料を記入して下さい。

(2) 船舶の修理，航空機及び航空機用原動機のオーバーホールなどについては修理としないで，自己所有の原材料によって修理した場合は，「13イ品目別製造品出荷額」に記入し，他から原材料の支給を受けた場合は，「13ハ加工賃収入額」に記入して下さい。

17 主要原材料名

例えば，綿花を購入して綿糸を作り，この綿糸から綿織物を製織する場合は，最初購入した綿花を記入するのであって，綿糸を記入するのではありません。また，他の工場で作られた機械用鋳物を購入又は支給され，これに機械加工をして機械の製造を行なう場合は，この機械用鋳物を記入して下さい。

18 作業工程

「13製造品の出荷額，在庫額等」に記入した製造品及び賃加工品のうちおもなものについて，この事業所の作業の工程を，段階的に説明して下さい。2種以上の製法のある製品については，そのうちどの方法によっているか，また自動機械によっているか，手作業によっているかなどの要点を明確に記入して下さい。

19イ 事業所敷地面積及び建築面積

(1) 敷地面積には，昭和48年12月31日現在において，事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積を記入して下さい。ただし，鉱区，住宅，寄宿舎，グランド，その他福利厚生施設などに使用している敷地が，生産設備（倉庫などを含む。）などのある敷地と道路（公道），へい，さくなどにより明確に区別される場合，又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いて下さい。

(2) 事業所の隣接地にある拡張予定地は含めて下さい。

(3) 建築面積には，(1)，(2)の事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積を記入し，昭和48年12月31日現在建築中のものであっても帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものについては建築面積に含めて下さい。

(4) 延べ建築面積には，事業所の敷地内にある全建築物の各階の面積の合計を記入して下さい。なお，延べ建築面積が建築面積と同じ場合は，同じ数字を記入して下さい。

19ロ I取得した用地の地目別面積及び価額

(1) 取得面積には，昭和48年1月1日から12月31日までの1年間に工業用地として買入契約を締結したもののすべての面積を記入して下さい。

(2) 取得価額には，工業用地とするための整地費，埋立費，補償費などの諸費用を含めて買入又は買入契約を締結した場合は，その価額としますが，それらの諸費用を含めないいわゆる裸買入又は裸契約の場合は，これらの諸費用を推定して用地取得価額に含めて下さい。なお，対価の支払がなくても買入契約が成立すれば，その契約した面積と価額を記入することになります。

(3) 公有水面（河，湖，海，沼，その他公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するものをいう。）の埋立の免許を受けた場合に，その許可をもって買入契約とします。この場合，許可面積をもって取得面積（許可時に湖面，水面であっても）としますが，取得価額には埋立費，補償費などの諸費用を推定し加算して下さい。

(4) 地目別区分の「4埋立地（埋立予定地を含む。）」とは，公有，私有を問わず河，湖，沼，海，池などを埋立てる場合をいいます。

19ハ 1日当り水源別用水量

公共水道には，都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水を記入して下さい。

(1) 工業用水道とは，飲用に適しない工業用水を供給するものです。

(2) 上水道とは，一般の水道のことで人の飲用に適する水を供給するものです。

(3) 地表水には，河川，湖沼又は貯水池から取水する水の量を記入して下さい。

(4) 伏流水には，河川敷又は旧河川敷内において集水埋きょによって取水する水の量を記入して下さい。

(5) 井戸水には，浅井戸，深井戸又は湧泉から取水する水の量を記入して下さい。

(6) その他には，上記のいずれにも属さないで，次の「回収水」以外のもの，例えば農業用水路から取水する水，他工場事業所から供給を受ける水などの量を記入して下さい。

(7) 回収水には，この事業所内で一度使用した水を，冷却塔，戻水池，沈でん池，循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量を記入して下さい。なお，上記の回収水の施設を通さずに循環して使用しているものも「7回収水」に記入して下さい。

19ニ 1日当り用途別用水量

(1) ボイラー用水とは，ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

(2) 原料用水とは，製品の製造過程において原料として，そのまま用いられる水，あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(3) 製品処理用水及び洗じょう用水

製品処理用水とは，原料，半製品，製品などの浸漬溶解など物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば，パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶解用水，ビスコース製造工程におけるか性ソーダの溶解用水，染色用水などがこれです。

洗じょう用水とは，工場設備又は製品の洗じょう用に供される水のことをいいます。

(4) 冷却用水とは，工場の設備又は製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

(5) 温調用水とは，工場内の温度又は湿度の調整などのために使用される水をいいます。

(6) その他とは，上記のいずれにも属さない用水，例えば，工場内での従業員の飲用水，雑用水をいいます。

20 品目別原材料，燃料の使用額及び在庫数量

(1) 原材料に，製造加工用の直接原材料以外の補助材料，包装材料，消耗品などであっても，下記指定原材料品目分類表に掲げてある品目に該当する場合は記入して下さい。

(2) 燃料として使用されているものでも，原材料として使用された場合は，燃料使用額に含めないで，原材料使用額に含めて下さい。例えば，コークス製造用の石炭，製鉄，製鋼用に用いるコークスなどです。

(3) この事業所の所有する原材料の在庫であって，下請賃加工のために他から支給された原材料在庫は含めないで下さい。

(4) 原材料，燃料使用額の金額の記入にあたっては，9項の原材料使用額，燃料使用額に記入された金額と同じ方法で算出し記入して下さい。（運賃，諸掛込みの購入価額によって下さい。）

(5) 記載欄が不足のときは，補助紙を用いて下さい。

指定原材料品目分類表

番号	原材料名	数量単位名
	I 素原材料	
101	食肉	トン
102	小麦	トン
103	大豆	トン
104	甘しょ	トン
105	馬れいしょ	トン
106	とうもろこし	トン
107	野菜・果実	トン
108	未加工牛乳	トン
109	鮮魚	トン
110	冷凍魚	トン
111	蚕けん	トン
112	綿花	トン
113	羊毛	トン
114	生ゴム	トン
115	牛皮（生皮）	トン
116	針葉樹（原木）	トン
117	広葉樹（原木）	トン
118	木材チップ	トン
119	原油	トン
120	石炭	トン
121	鉄鉱石	トン
122	硫化鉱	トン
123	銅鉱石	トン
124	亜鉛鉱石	トン
125	りん鉱石	トン
126	石灰石	トン
127	ねん土（カオリンを含む。）	トン
	II 製品原材料	
	食料品	
201	小麦粉	トン
202	砂糖	トン
203	でん粉	トン
204	植物油脂	トン
205	動物油脂	トン
	繊維工業製品	
206	スフ（ビスコース アセテート キュプラ）	トン
207	合成繊維短繊維	トン
★208	合成繊維長繊維	トン
★209	生糸（玉糸・野蚕糸）	トン
★210	綿糸	トン
★211	毛糸	トン
★212	絹糸・絹紡糸（ちゅう糸）	トン
★213	人絹糸（ビスコース アセテート キュプラ）	トン
★214	スフ糸（ビスコース アセテート キュプラ）	トン
★215	合成繊維紡績糸	トン
216	綿織物	千平方メートル
217	毛織物	千平方メートル
218	合成繊維織物	千平方メートル
219	メリヤス生地	トン
	木材・木製品	
220	製材	立方メートル
221	合板	平方メートル
	パルプ・紙	
222	溶解パルプ	トン
223	製紙パルプ	トン
224	新聞用紙	トン
225	印刷用紙	トン
226	故紙	トン
227	段ボール原紙（中芯原紙を含む。）	トン
228	セロファン	連
229	紙器用板紙	トン
230	包装用紙	トン
	化学工業製品	
231	アンモニア	トン
232	硫酸	トン
233	か性ソーダ	トン
234	合成染料	トン
235	ユリア・メラミン樹脂	トン
★236	ポリエチレン	トン
★237	ポリスチレン	トン
238	ポリプロピレン	トン
★239	塩化ビニル樹脂	トン
240	エチレン	トン
241	プロピレン	トン
242	ブタン・ブチレン	トン
★243	合成ゴム	トン
244	純ベンゾール	トン
245	純トルオール	トン
246	キシロール	トン
247	精製メタノール	トン
248	酢酸	トン
249	カプロラクタム	トン
250	アクリロニトリル	トン
251	テレフタル酸ジメチル	トン
252	印刷インキ（新聞インキを除く。）	トン
253	塗料	トン
	石油・石炭製品	
★254	ナフサ	トン
★255	コークス	トン
	窯業・土石製品	
256	セメント	トン
257	石灰	トン
	鉄鋼	
258	鉄くず	トン
259	銑鉄	トン
260	粗鋼	トン
★261	普通鋼形鋼	トン
★262	普通鋼棒鋼（みがき棒鋼を含む。）	トン
★263	普通鋼厚・中板（厚さ3ミリメートル以上。）	トン
★264	普通鋼薄板（厚さ3ミリメートル未満。）	トン
★265	ブリキ・亜鉛鉄板（めっき帯鋼を含む。）	トン
★266	普通鋼鋼管（冷けん・めっき鋼管を含む。）	トン
★267	普通鋼帯鋼（みがき帯鋼を含み，めっき帯鋼を除く。） 注：厚さ，幅に関係なくコイル状の鋼板。	トン
★268	普通鋼線材（線及びめっき線を除く。）	トン
★269	特殊鋼鋼材（線及びめっき線を除く。）	トン
★270	線及びめっき線（普通鋼・特殊鋼込み。）	トン
	非鉄金属	
271	銅・銅合金の故及びくず	トン
★272	銅地金	トン
273	伸銅製品	トン
★274	亜鉛地金	トン
275	アルミの故及びくず	トン
★276	アルミ地金	トン
277	アルミ圧延品	トン
278	電線（裸電線を含む。）	トン
	その他の製品	
279	プラスチックフィルム（厚さ0.2ミリメートル未満。）	トン
280	プラスチックシート（厚さ0.2ミリメートル以上。）	トン
281	合成皮革	平方メートル
282	プラスチック発泡製品	トン

Sample

---

1 記入にあたっては、各項目の説明をよく読んで下さい。金額は、一万円未満は四捨五入して、万円まで記入して下さい。

2 この調査票は、調査員に二部提出して下さい。一部は都道府県に、一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管されます。

3 ◉欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省で記入します。

市区町村番号	工業調査事業所番号	工業調査区番号
○	◉	◉

㊙ 指定統計第10号

昭和48年工業統計調査

工業調査票乙

（従業者19人以下の事業所用）

票番	産業	基本調査区番号
※	※	○

1 事業所の名称及び所在地（ふりがな）　（電話　局　番）

都道府県　市区郡　区町村　番地番号

2 本社又は本店の名称及び所在地（1と同じ場合は同左と記入して下さい）（電話　局　番）

都道府県　市区郡　区町村　番地番号

3 経営組織

あてはまる番号一つに○をつけて下さい。

1 会社（株式，有限，合資，合名）
2 組合・その他の法人
3 個人

4 資本金額又は出資金額（会社に限る。）

昭和48年末現在払込みずみの資本の額又は出資の額を記入して下さい。

百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

5 他事業所の有無　あてはまる番号一つに○をつけて下さい。

1 工場が一つで，本社はこの工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで，本社はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。（上記1，2以外）

6 従業者数（年末現在）

	男	女	計
常用労働者　1ヵ月を超える期間を定めて雇われている臨時の者と11月，12月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時，日雇の者も含めます。			
個人事業主及び家族従業者　業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。			
合計			

	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
7 現金給与総額（年間）（1）常用労働者に対する基本給，諸手当，特別に支払われた給与（期末賞与など）の額を記入して下さい。なお，退職金，解雇予告手当なども含まれます。（2）常用労働者に含まれない臨時，日雇の者に対する給与の額も含まれます。							×
8 原材料，燃料，電力の使用額及び委託生産費の合計金額（年間）（1）原材料，燃料，電力の使用額には，他から購入したものと同じ企業の他の事業所から受け入れたものなどのうち実際に使用した総使用額を記入して下さい。（購入額を記入するのではありません。）（2）委託生産費には，原材料又はこの事業所の製品を他に支給して製造，加工を委託した場合，これに支払った加工賃と支払うべき加工賃を記入して下さい。							×

9 製造品出荷額等

イ 品目別製造品出荷額（年間）

（1）製造品とは，自己の所有する原材料によって製造された製品をいい，製造品には副産物，製造工程から出たくず，廃物も含めて下さい。
（2）製造品には，原材料を他に支給して製造させたものを含め，仕入れてそのまま販売するものは含めないで下さい。
（3）同じ企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めて下さい。
（4）製造品名，賃加工品名，番号，数量単位名などの記入にあたっては，商品分類表を参照して下さい。なお，製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入して下さい。
（5）出荷金額は，工場出荷価額によって記入して下さい。

※	Ⓟ	番号	製造品名	数量単位名	数量	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	
												×	①
												×	①
												×	①
												×	①
												×	①
			製造品出荷額計									×	

ロ 加工賃収入額（年間）　他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃と受け取るべき加工賃を記入して下さい。

※	Ⓟ	番号	賃加工品名	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	
										×	②
										×	②
			加工賃収入額計							×	

13 おもな原材料名及び簡単な作業工程

購入したもの　支給されたもの

（9項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入して下さい。）

	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
ハ 修理料収入額（年間）　880000							×
10 （イ，ロ，ハ）の合計金額							×
11 内国消費税額（年間）　9イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税などの税額の合計							×
12 （10−11）の金額							×

下記の14項は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。

14 有形固定資産

（1）有形固定資産（土地を除く。）には建物，構築物，機械，装置，船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品などを帳簿価額で記入して下さい。
（2）取得額には，購入，建設，自家製作，同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ，増改築，建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入して下さい。
（3）除却額には，売却，撤去，滅失，同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入して下さい。
（4）減価償却額には，減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額を記入して下さい。

区分	年初現在高							取得額（年間） 新規のもの							取得額（年間） 中古のもの							除却額（年間）							減価償却額（年間）						
	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
有形固定資産（土地を除く。）							×							×							×							×							×
土地							×	×	×	×	×	×	×	×							×							×	×	×	×	×	×	×	×

備考

◎イ	※ロ	調査員押印		申告者の記名と押印	㊞

4 この調査票は、徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

5 この調査票は、次のような経路をへて通商産業省に提出されます。申告者—（調査員経由）→市区町村→都道府県→通商産業省

通商産業省